

令和6年度第1回薬事審議会
化学物質安全対策部会家庭用品安全対策調査会

日時	令和6年7月18日(木) 10:00～
場所	オンライン会議

○事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまより「令和6年度第1回薬事審議会化学物質安全対策部会家庭用品安全対策調査会」を開催いたします。まず、事務局側に人事異動がありましたので、御報告いたします。本年4月、化学物質安全対策室長に田中が着任しております。

○田中化学物質安全対策室長 化学物質安全対策室長の田中です。4月中旬にまいりました。本日は暑い中、またお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日も活発な御議論をよろしくお願いいたします。

○事務局 また、本年7月、湯本が着任しております。

次に、委員の出欠状況について御報告いたします。本日は、黒田委員より御欠席の御連絡をいただいております。五十嵐委員、井上委員、河上委員、竹内委員は会議室にて、北嶋委員、栗形委員、福山委員、矢上委員はオンラインで本調査会に御出席いただいております。9名中8名の先生方の御出席を頂いておりますので、この会議は定足数に達していることを御報告いたします。

続いて、薬事審議会規程第11条への適合状況の確認結果について御報告いたします。薬事審議会規程第11条においては、「委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない」と規定しております。今回、御出席の全ての先生方より、薬事審議会規程第11条に適合している旨を御申告いただいておりますので、その旨御報告させていただきます。委員の皆様におかれましては、調査会開催の度に御負担をおかけしてしまい、恐縮ですが、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の調査会は公開で行われ、資料及び議事録も公開となっております。また、本調査会はオンライン併用で実施いたします。オンラインで御参加の委員におかれましては、御発言以外の際にはマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。発言時以外にマイクがオンになっている場合には、事務局でミュートにさせていただく場合がありますので、御了承ください。また、御発言がある場合には、挙手機能やコメント機能を用いて意思表示をお願いいたします。意思表示をいただきましたら、座長又は事務局より御指名いたしますので、その後に御発言をお願いいたします。御発言の際には、最初にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。オンライン会議での注意事項は以上です。

続いて、資料の確認をいたします。会議室で御参加の委員は、お手元のタブレットのファイルのアプリをクリックしていただき、その中に令和6年度第1回家庭用品安全調査会会議資料というフォルダがあり、そこに格納しておりますので、御覧いただければと思います。また、オンラインで御参加の委員の皆様におかれましては、昨日メールで送付しました資料を御確認、御覧いただければと思います。資料については、資料一覧に記載のとおり、議事次第、資料1-1、資料1-2、資料2、資料3、参考資料1～3があります。

それでは、議事に移ります。以後の議事運営は座長をお願いいたします。五十嵐座長、

どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐座長 それでは議事に入ります。まず、議題(1)「検討対象物質選定スキームを活用した今後の家庭用品の安全対策について」を事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 事務局です。議題(1)「検討対象物質選定スキームを活用した今後の家庭用品の安全対策について」御説明いたします。まず、本日の議題になりますが、「家庭用品の検討対象物質選定スキーム」に関しては、前回、昨年12月の調査会においても議論を頂きました。その後、今年の1月から2月にかけてパブリックコメントを行い、パブリックコメントでは、主に対象物質の選定の具体的な方法や具体的な評価の方法、最終的な措置のあり方、具体的に言うと、規制の対象に入れるのかどうかといった点が分かりにくい、明確にすべきだといった御意見を頂きました。こういった御意見を踏まえ、今回、スキームのブラッシュアップを行いましたので、御意見を頂ければと考えております。

また、合わせて、前回調査会でもお示ししましたが、選定にあたっては「長期影響」を考慮するものと、「短期影響」を考慮するものの2つに分けてスキームを構築しております。今回、短期影響についてはもう少し検討すべき課題がある状況ですが、長期影響については1回目の検討対象物質の選定という所までの作業が完了いたしましたので、そちらについても御意見を頂ければと考えております。

早速ですが、スキームに関して、資料1-1はパブコメの意見も踏まえたスキームの考え方等を整理した資料、資料1-2は寄せられた御意見及びそれに対する回答を取りまとめたものになります。以降、資料1-1を用いて、パブリックコメントの御意見も紹介しながら、ブラッシュアップした点を中心に説明いたします。

資料1-1を御覧ください。2ページですが、こちらは前回調査会でもお示しした検討対象物質選定スキームの図を示しております。GHS分類を母集団として、有害性と暴露のスコア付けを行い、予備調査を経て検討対象物質を選定します。その後、詳細評価を経て対応策を検討するといった流れとなっており、こちらは前回調査会でも確認いただいたものとなっております。

このスキーム全体に関するパブリックコメントの御意見として、先ほど御紹介したように対象物質の選定方法、評価方法、あるいはどのような物質を規制対象にするか、こういった措置をとるのかについて明確にすべきといった御意見がありましたので、以降3～5ページにかけてその考え方や具体的な取組事項を示しております。

3ページを御覧ください。本スキームの位置付けを明確にすべく、3ページにまとめております。具体的に紹介しますと、2ポツ目、家庭用品に使用され、含有される可能性のある物質は多種多様であるところ、国民の健康の保護に資するためには、これらの物質に関して、必要に応じて所要の管理措置が必要であると。3ポツ目、この管理措置の必要性の判断に当たっては、家庭用品規制法の第4条の国による基準の設定と同法第3条の事業者の自律的な取組のバランスを考慮する必要があります。そこで、家庭用品への適切な使用状況を確認する必要のある物質のスクリーニングを行っていくため、有害性や暴露ポテ

ンシャルを踏まえた手順として、今回、「検討対象物質選定スキーム」を策定するものです。

4 ポツ目、この「検討対象物質選定スキーム」において考慮する有害性については、長期の影響と短期の影響があります。まず、長期の影響の1つ目の矢柱に記載のとおり、長期影響(一般毒性、生殖発生毒性、発がん性等)については、影響の早期の把握が一般的には困難となっておりますので、本スキームによるスクリーニングを経て評価を実施し、適切なリスク管理の検討を先行して進めることとしております。一方で、2つ目の矢柱に記載のとおり、短期影響(皮膚/呼吸器感作性、皮膚/呼吸器/眼刺激性等)については、影響の早期把握が可能であり、適時的確な手段による対応が期待されることとなりますので、まずは事業者の自律的な取組、具体的には、業界団体の自主基準や製品設計による暴露低減、成分の表示や注意喚起表示などが想定されますが、こういったリスク管理方法の整理を行い、その上で、本スキームの適用のあり方も含めて、家庭用品による事故の未然防止に向けて取るべき対応を整理することとしております。

なお、下から2ポツ目にも記載をしておりますが、保健衛生上、緊急を要すると認められる場合などにおいては、本スキームによらず基準設定をすることがあり得ると考えております。また、最後のポツに記載のとおり、最初の検討対象物質の詳細評価がある程度進んだ段階で、適宜、母集団の更新やスコア付け方法の更新を行い、2巡目以降の検討対象物質を選定する予定としております。

4 ページを御覧ください。4 ページでは、具体的に長期影響に関する検討対象物質選定スキームと、その後の進め方を示しております。パブリックコメントでは、予備調査や詳細評価の内容を明確にすべきといった御意見を頂きました。これを受けて、予備調査や詳細評価として具体的に実施する事項を、このスライドでいうと青枠内に記述をしております。また、最終的な措置としては、詳細評価の結果により多様なリスク管理の方法が想定されますので、取り得る措置として、家庭用品規制法における基準の設定も当然ありますが、自主基準の制定、あるいは製品設計の工夫による暴露の低減など、複数例示をするほか、一番左のように特段の措置を必要とせず評価終了として、有害性評価値や暴露情報の更新により必要に応じて再評価を行うといった流れもあり得るということで記載をしております。

また、ここで選定された検討対象物質については、あくまでも今後詳細評価を行っていく対象の物質ですので、ただちに規制が予定されている物質ではないことに留意が必要であると考えております。

次のページを御覧ください。5 ページでは、今度は短期影響に関する検討対象物質選定スキームとその後の進め方を示しております。右上の緑枠内を御覧ください。長期影響と異なる点として、特に皮膚感作性について、その定量的な評価法が開発されつつあるものの、その適用範囲が限られていること、海外の規制の際には物質の持つ感作性のポテンシャルだけではなく臨床情報も考慮しているといった課題がありますので、こういった点に

ついて、本年度から厚生労働科学研究で、こういった場合にどのようなリスク管理方法が考え得るのかという点について、整理を行うこととしております。なお、ここでの臨床情報については、検討対象物質の選定前の、ここでいう予備調査という段階において考慮することを想定しております。この短期影響の物質の選定に際しては、これらの情報の整理が必要になってきますので、まずは長期影響の物質を先行して詳細評価の検討を進めていきたいと考えているところです。また、こちらも、選定された検討対象物質については、あくまでも今後詳細評価を進めていく対象の物質になっておりますので、直ちに規制が予定されている物質ではないことに留意が必要であることも付記しております。

なお、これらのスキームの運用に際しては、暴露評価やリスク管理に長けた専門家や、消費者を代表する市民セクターの代表も参加させていくべきではないかといった御意見もいただいております。この点については、本スキームの運用や進捗状況については、本日の本調査会で御議論いただくことと合わせて、化学物質安全対策部会にも御報告をし、御議論いただく予定としており、同部会においては、御意見を頂いた暴露評価の専門家や、消費者を代表する立場の委員も含まれていることを申し添えます。

6 ページを御覧ください。GHS 分類を利用することの是非に関する御意見もいただきましたので、その活用方針ということで示しております。政府によるGHS 分類済みの物質は、発がん性等の有害性クラスについて、国際的に調和された分類方法に基づいて評価されたものとなっております。その分類の根拠も基本的には公表されているものになりますので、有害性情報の収集や評価値の信頼性評価が効率的に実施できるものと考え、スクリーニングのための母集団として適切であると判断しております。

次に7 ページを御覧ください。これ以降は、暴露ポテンシャルに関するスライドが続きますが、この暴露ポテンシャルによるスコア付けについても、こういった情報をどのような考え方でスコア付けしていくのか、それを明確にすべきだといった御意見を頂きました。その考え方については、7～10 ページで示しております。まず7 ページですが、暴露ポテンシャルによるスコア付けの手法は、後述する情報源1を探索し、製品形態による4点から1点というスコアを付与します。この情報源1で家庭用品の用途が見つけれなかった場合には、情報源2を探索し、同様に4点から1点を付与することとしております。この情報源2を探しても見つけれない場合は0点となり、暴露ポテンシャルなしというような形になっております。また、それに加えて業務用及びニッチな製品に該当する場合は、後述いたしますが、追加係数を掛けることとしております。なお、この実際の暴露量を考慮した詳細な評価の部分については、先ほどのスキームの詳細評価の部分において、家庭用品ごとの暴露シナリオを設定して行っていく予定としております。

次のページを御覧ください。8 ページに、この考え方や留意点を補足しております。暴露ポテンシャルのスコアの考え方については、成形品よりも物質そのものを使用する調剤製品のスコアを高く設定しております。この調剤製品の中では、呼吸器暴露や経皮暴露を考慮し、その可能性の高さを加味して、噴霧する製品、皮膚に直接触れる製品、皮膚接触

の可能性のある製品の順番に、4点、3点、2点とスコアを高く設定しております。

なお、下の留意点の所に記載をしておりますが、一番下のポツで、接着剤からの揮発や、香料成分の揮発を考慮すべきといった御意見や、手袋等の成形品でも有害性の高い物質が使用されている場合を考慮すべきとの御意見がありました。こちらについては、本スキームはあくまでもスクリーニングになりますので、その個別の製品からの暴露の特性を詳細に確認して判断を加えていくのがなかなか難しいといったことで、スキームとしては原案のままとしておりますが、今後、本スキームを運用していく中で改善していくに当たり、揮発性の高い物質の暴露ポテンシャルを考慮することや、暴露ポテンシャルスコアは低いけれども、有害性スコアが極めて高い場合などの取扱いについては、今後の課題として検討していくこととしております。

次のページを御覧ください。9 ページでは、暴露ポテンシャルのスコア付けに当たって利用する情報源を明確にすべきだといった御意見を踏まえ、調査する先ほど述べた情報源 1 及び 2 の詳細を書いております。調査の第一段階の【情報源 1】としては、ここに記載している学術論文、インターネット上で公表されている SDS (安全データシート) や製品情報 (製品カタログや広告等) に加えて、N I T E が作成している「身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ」といったものを確認することとしています。第二段階の【情報源 2】としては、米国 C P I D の情報に基づいて製品に含有している可能性を調べて、その製品が日本で販売されているか、例えば日本語のホームページが存在するかといったことを確認することとしております。

次のスライドをお願いいたします。10 ページが、業務用及びニッチな製品の考え方についても御意見を頂きましたので、具体的な考え方を整理しております。業務用の製品については、これまでも家庭用品に関する Q & A でお示しした考え方を適用し、「業務用」という表示があった場合であっても、一般消費者が容易に手に入るような形で販売されている、例えばインターネット販売がされているといった場合には、これは家庭用品用途ありといった形で判断をしております。一方で、製造事業者が「業務用」と表示したもので、当該製品の使用に当たっては労働安全衛生法におけるリスクアセスメントが必要である旨が記載されている製品については、こちらは「業務用」であり、一般の消費者が使用するものではないと判断をし、暴露ポテンシャルスコアに追加係数 0.1 を掛けることとしております。

また、「ニッチな製品」ですが、例えば車の整備や改造が趣味といった人のみが使うような自動車用クリーナーなどを想定しており、一部の一般消費者も当然使用することになりますが、全体として使用する頻度は極めて低いと想定される製品については、こちらも暴露ポテンシャルスコアに追加係数 0.1 を掛けることとしております。

資料 1 の説明は以上になりますが、重複する内容もありますので、このまま続けて資料 2 以降の説明に入ります。

資料 2 を御覧ください。資料 1 で、長期影響に関する検討を先行するといった旨を申し

上げましたが、こちらでは長期影響に関する検討対象物質選定スキームと、今後詳細評価を行う物質についてまとめておりますので、御説明いたします。2ページは、先ほど資料1-1でもお示した長期影響に関する検討対象物質選定スキームとその後の進め方を図で示したものです。この図でいいますと、今般、検討対象物質選定スキームから予備調査の段階まで実施して、選定までが終了しましたので、その実施内容を順次御説明いたします。

3ページを御覧ください。母集団については、2023年3月末時点の政府GHS分類済み物質を選定しております。当該母集団に対し、右下の表にNo.1～11まで掲げている信頼性が高いと考えられる情報源から有害性評価値を採用し、その評価値そのものをスコア付けに用いております。ここで吸入の有害性評価値の場合は、化審法の優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンスに倣い、経口暴露量に換算しております。ここでは、母集団としては3,283物質になりますが、有害性スコアが高い約100物質について、暴露ポテンシャルによるスコア付けを行っております。

次のスライドをお願いいたします。4ページは、有害性評価値の大きさに応じて、1～6点のスコアを付与しております。暴露ポテンシャルの付与について、トータル母集団としては3,000の物質がありますが、その3,000の物質の暴露ポテンシャルのスコアを付けるのが正直なかなか難しいところもありますので、今回、有害性評価値が 4×10^{-5} mg/kg/day以下の物質の有害性が比較的高いと思われる物質に対して行うこととしました。また、これらに加えて、政府によるGHS分類は未実施ですが、化審法のスクリーニング評価・リスク評価が実施されている物質について、同じく有害性評価値が 4×10^{-5} mg/kg/day以下の物質を暴露ポテンシャルのスコア付けの対象に追加しております。

次のスライドをお願いいたします。5～7ページは、暴露ポテンシャルのスコア付け手法の説明となっております。先ほど資料1-1で説明をいたしましたので、詳細な説明は割愛いたしますが、先ほど説明したルールに従い、暴露ポテンシャルのスコア付けをしております。5ページが4点～1点のスコア付けの部分で、6ページがその暴露ポテンシャルプラス追加係数の話と、7ページにその情報源を記載しております。

8ページは、これらの評価を用いて作った総合評価になります。有害性スコアと暴露ポテンシャルスコアによるマトリクス法を採用し、今回は有害性スコア 4×10^{-5} mg/kg/day以下の物質、ここで言う赤線より左のものです。以下の物質のうち、マトリクス上、「高」「中」に該当する物質について、次の予備調査を実施しております。

9ページが、予備調査になります。ここでは、有害性によるスコア付けに使用した有害性評価値の根拠となる試験の暴露経路と、その暴露ポテンシャルの根拠が一致するかの確認を行い、この表にまとめたとおり採用の可否を判断しております。基本的に採用となっておりますが、違う点としては表の中段、左の有害性評価値の根拠の暴露経路が吸入の場合であって、労働環境における粉じん・ヒュームによる暴露が根拠の場合は、こちらは家庭用品にも通常使用する家庭環境では生じない、若しくは無視できる程度と考えられます。

ので、その値は採用せず、次点の有害性評価値に基づき再度スコア付けをすることとしております。また、表の中段右側、有害性評価値の根拠の暴露経路が吸入であり、かつ暴露ポテンシャルの根拠が皮膚接触の場合については、その有害性評価値の根拠となる毒性の影響を確認し、経皮暴露でも関連する毒性が生じ得る可能性がある場合は採用といった形で整理をしております。

10 ページが、以上申し上げてきた調査・検討の過程を経て、詳細評価対象物質として表に示した物質を選定いたしました。今後、これらの物質について詳細評価を行った上で、改めて本調査会で御議論いただきたく考えているところです。なお、資料1-1の説明の際にも申し上げたことではありますが、今回選定された検討対象物質については、あくまでも今後詳細評価を行っていく対象の物質となっておりますので、直ちに規制が予定されている物質ではないことに留意が必要だと考えております。資料2の説明は以上です。

資料3については、これまで説明してきた検討対象物質選定スキームと、その後の進め方に関する考え方として、今スライドで御説明した内容を文書の形でまとめたものとなっておりますので、詳細な説明は割愛いたします。

以上、長くなりましたが、御議論のほどよろしく願いいたします。

○五十嵐座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明ですが、議題が大きく分けて2つありましたので、まずは前半、資料1-1関係、「家庭用品規制法における検討対象物質選定スキーム」について、御質問、御意見がある方はお願いいたします。いかがでしょうか。

○北嶋委員 北嶋です。幾つかあるのですが、順不同で恐縮ですが、まず二点についてです。1つ目は、資料1-1の6ページを御覧になっていただきたいのですが、これはミスリードとなっている資料なのではと、懸念しております。と言いますのは、ここでは長期影響にてGHS分類が書かれているのですが、先ほど御説明がありましたように、長期影響は結果的には有害性評価値で示すわけなので、GHS分類とは関係なくなってくるわけです。情報を発信する際は、この点、誤解がないようにすることが肝要と考えます。そしてこれに関連して、長期と短期の定義についてです。長期と短期に分けるというのはスキーム的にはよく分かるのですが、短期とは一体何を指していて、長期とは一体何を指すのか、ということです。このGHS分類上の短期と長期の定義については、一応、書かれているのですが、とてもわかりにくいように思います。

二点目は、一点目と関係してきますが、長期影響の有害性評価値を使う、ということは理解できるのですが、一般的には、一般毒性よりも発がん性とか生殖発生毒性のほうに重み付けをする傾向にあるのですが、今回の場合は、その重み付けをしないで、あくまでも有害性評価値のみで検討するということなののでしょうか。これは確認です。まずは、以上2点です。よろしくお願い申し上げます。

○事務局 事務局です。北嶋先生、御質問、御意見ありがとうございます。まず、1点目のGHS分類における有害性の分類と、あと有害性の評価値を実際には使っているといっ

た点が一致しないのではないかとといった御質問だと理解をいたしました。この点については、例えば、資料 1-1 の 3 ページ目などを御覧ください。今回、長期影響で考慮する有害性については、長期影響は、一般毒性、生殖発生毒性、発がん性等と記載をしております。短期影響については、皮膚等の感作性や皮膚等の刺激性と整理をしております。実際には、GHS 分類の値をそのまま使うというわけではなくて、実際には、有害性評価値を使うといった点にはなっておりますが、その GHS 分類に書いてある有害性というものを短期と長期という形で分類をした上で、実際に文献情報を用いてその有害性を使っていくといったスキームとなっておりますので、GHS 分類の値をそのまま使うわけではないという点は御指摘のとおりかと思いますが、その GHS 分類の母集団に対して、そこで分類された区分に対して、得られた文献データからその値を使っていくといった整理をしているものと理解をしております。

2 点目は、一般毒性よりも発がん性等に重み付けすべきではないかとといった御意見と理解をいたしました。今回のスキームについては、あくまでもスクリーニングという位置付けにはなっておりますので、一般毒性や生殖発生毒性、発がん性等から得られた、その有害性評価値について、一番有害性が高いと考えられる値というものを採用しておりますので、リスクベースという考え方を一番に選定してきたスキームとなっているものと理解をしております。回答は以上になります。

○五十嵐座長 追加で井上委員、お願いします。

○井上委員 今の北嶋先生からの 2 点目のコメントについて、先ほど事務局からも説明がありましたが、有害性評価値でその物質の中で一番最初の値を使うということは、物質によってどの毒性項目が根拠かというのは異なるかとは思いますが、一番シビアな毒性項目に基づく最小の有害性評価値を採用していると理解しているので、自ずと重み付けという所はできているのではないかと考えて拝聴しておりました。以上です。

○五十嵐座長 北嶋委員、いかがでしょうか。

○北嶋委員 ありがとうございます。齟齬は基本的にはないので、基本的に再確認と考えていただきたいのです。最初の点についても、3 ページ目の所で、これがいわゆる定義に相当することだと思いますが、例えば、短期影響は皮膚/呼吸器感作性と皮膚/呼吸器/眼刺激性と書かれているわけです。ところが、繰り返しですが、GHS 分類のほうでは急性毒性とか皮膚腐食性とか誤えん有害性とか出てきますので、一体、急性毒性や誤えん有害性の位置付けはどこなのかと、一見すると分かりにくいなことなのです。長期のほうも、一般毒性、生殖発生毒性、発がん性等の箇所について、「等」とは何だろうかと分かりにくさがあるので、それは資料 3 の文書のほうに関係すると思うのですが、どこかに明確に、定義というところとちょっと仰々しいのかもしれませんが、長期影響ではこれらを扱っています、短期影響ではこれらを扱っています、と明確に書かれるといいなと思いました。

2 点目のほうは、理解はしているのですが、恐らく、前提となっているのは変異原性物質みたいなものはないだろうということで、原点に近い所まで考えなければいけないとい

う物質はないという前提で恐らく考えられているのでという理解です。重み付けは、濃度の閾値のほうです、ということは理解いたしました。ただ、それもどこかにきちんと書いておけばよろしいのではないかと、思います。生殖発生や、発がん性の場合についても、こういう考え方で検討する、という1文を書いておかないと、それぞれの専門家の先生から、今後、コメントが入る、という懸念を持ちました。以上です。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほかの委員の方々、いかがですか。矢上先生、どうぞ。

○矢上委員 短期影響のほうの、今の資料の5枚目の所で、皮膚感作性のことで伺いたいのですが、右側の黄緑の枠で、「特に皮膚感作性については」という説明があるのですが、そこでやはり製品がすごく幅広いこと、なかなか情報が難しいので、令和6年度から厚労科研と書いてあるのですが、例えば臨床情報は具体的には、これも質問になるかもしれませんが、厚労科研はどのように収集して、それがどのように詳細評価に向けて、予備調査の予備情報みたいにつながっていくのかというところを教えていただければ有り難いです。

○五十嵐座長 これは河上委員のほうからどうぞ。

○河上委員 厚労科研費の担当をしているので、河上から少し回答させていただきます。まず、臨床情報は厚労科研費でやるのではなくて、詳細評価ということなので、厚労科研では、あくまで皮膚感作性等のリスク管理方法についてやって、臨床情報は、詳細評価で調べるという形を取っておりまして、やるステージが違うというところを、まず御説明したいということです。

○矢上委員 臨床情報はどのレベル、どの範囲でしょうか。

○河上委員 基本的には文献調査を考えてはいるのですが、先生のほうがお詳しいとは思いますが、臨床情報の収集は文献調査を基本的には考えていて、あとはN I T Eとかで事故原因を究明して、原因物質名を出していただいているのがありますので、そういったものを使って収集する予定です。ただ、家庭用品の場合、なかなか原因物質までたどり着いていない臨床情報もありますので、情報の収集は限定的になる可能性もありますが、そういった形でできる限り努めようと考えています。

○矢上委員 ありがとうございます。感作性と臨床情報のところの情報を結び付けるのは難しいと思ったので、質問させていただきました。ありがとうございます。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほかはいかがですか。福山委員、お願いします。

○福山委員 資料1-1の3ページに、「緊急を要すると認められる場合」というのがありますが、具体的にはどういった物質を指すのか、少し例示等して明確にしておいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○五十嵐座長 ありがとうございます。これは、具体的に過去の例ですとか、どういったものがあるかとかありますか。河上委員、お願いします。

○河上委員 私が答えるべき所か分からないのですが、恐らく、重大製品事故などの場合

には、緊急に取らなければいけないということになるのと、あと、家庭用品による健康被害症例収集システムというのが、化学物質安全対策室で実施していると思いますが、そちらで事故情報が何件も上がってくるようなものがあった場合には、こちらになるのかなと私は理解しております。

○事務局 事務局です。今、河上先生から御発言があったとおり、例えば、消費生活用製品安全法に基づく重大事故情報が同一のもので複数上がってきているという状況があれば、そういったものはこちらの「緊急を要する」という所に該当し得るものと考えております。

○五十嵐座長 ありがとうございます。諸外国で法規制が始まった物質というのは、このスキームとはまた別に、緊急に当たる案件と理解してよろしいですか。

○事務局 事務局です。そこはケース・バイ・ケースになってくるかとは思っております。国内と海外のほうでも物質の使用や家庭用品の使用状況というのは、一概に同じとは言えないと思いますので、有害性が非常に高く、例えば海外で規制されたものなどについては、当然、国内でもどのような措置を取っていくかというものを検討していくべきかと思えますし、一方で、海外では使われているが、日本では使われていないものに対して、必ずしも規制という形で対応する必要はないかと思えますので、そういった国内での使用状況等を精査した上で対応していくことになるかと思っております。

○五十嵐座長 ありがとうございます。続きまして、榎形委員、どうぞ。

○榎形委員 ありがとうございます。榎形です。資料1-1の9ページの所に、情報源について記載があると思いますが、この情報源1で、例えば文献調査をされたときに、どういうものは採用して、どういうものは採用しなかったとか、そういうルールというものは既に作っておいたほうが多分いいのかなと思いました。それと、どういう情報源を集めたけれども、これはこういうルールで採用しなかったというのを公開するのかなどうか。後半は質問です。以上です。

○五十嵐座長 この回答は事務局、それとも。では、河上委員どうぞ。

○河上委員 暴露ポテンシャルを御協力したところがありますので、私からお答えいたします。最初の質問に関して、学術論文とかの場合ですと、基本的に化学分析として検出が確認されているもの、標準品などで同定まできちんとされているものなどを採用するようにして、推測で、入っていると書いているようなものについては入れないような形を取っていて、確実にその含有の記載があるようなものを選ぶようにしています。後半については、事務局のほうからお願いします。

○事務局 後半については、その根拠となったものを公表するかどうかといった観点での御質問、御意見と理解しております。今回のスキームについては、あくまでもスクリーニングという観点で、ある意味形式的に暴露ポテンシャルというものを付与して、今回、検討対象物質というものを選定してきたものになっております。今後、実際の暴露量といったところの詳細評価で詰めていく形になりますので、そういった点での今回のスキームの内容について、明確に詳細の所を公表していく予定はございません。

○五十嵐座長 ありがとうございます。先ほどの学術論文の件ですが、データがあるものは全て採用するという理解でよろしいですか。

○河上委員 データがあるというのは、基本的に家庭用品の定義的に入るもので、その化学物質が検出されていることが確認されていれば、それは採用という形になっています。

○五十嵐座長 栗形委員、よろしいですか。

○栗形委員 都合の良いデータだけを集めたとかというふうにならないように、記録とかルールがきちんと事前にあると、文献調査等々がスムーズにいくのかなと思っております。以上です。

○五十嵐座長 ありがとうございます。北嶋委員 どうぞ。

○北嶋委員 3つ目は、細かい点なのですが、今の栗形委員の9ページの所の情報源のところに記載のある、米国C P I Dという情報ですが、これは知っている方は知っているのでしょうけど、私は存じ上げないものなのです。この位置付けといいますか、これは米国のものですが、これを雛形にすると、日本の製品にもこの物質が含まれているかどうかもわかるのだろうかという疑問を持ちました。端的に言うのは難しいかもしれませんが、少しこのものの特徴について解説していただけると、今後のためになるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

○五十嵐座長 事務局から、どうぞ。

○事務局 北嶋先生、御質問ありがとうございます。C P I Dというものがどういったデータベースなのかという御質問と理解をいたしました。このC P I Dですが、米国の企業によって運営されているものになりますが、その米国の国立衛生研究所や米国公衆衛生局といった所によりサポートされているものということでホームページにも紹介されているものになっております。

こちらのデータベースの目的ですが、その消費者製品における化学物質の含有情報であったり、健康影響に係る情報、製品データベース、S D Sの情報といったものも紐づけることによって、その消費者が製品選択の際に参考にできるようにするといったことでそのデータベースが構築されているというふうに聞いております。こちらの登録は、2万5,000以上ぐらいの製品が登録されていて、その化学物質の情報が検索できるようなシステムになっています。データ自体の更新も適宜行われているものにはなっておりますので、米国のデータベースにはなりますが、参照する情報としてはある程度活用できるものではないかと考えているところです。

○五十嵐座長 北嶋委員、よろしいでしょうか。

○北嶋委員 ありがとうございます。したがって、日本に同様のものがあればよろしいのですが、そういうものがないので、この米国のC P I Dを活用するという理解です。加えて、この中には、日本で販売されている製品についてのカバーする比率を知りたいところです。大まかでいいのですが、日本独自で売られているものが相当あるのかどうかという点、感触としてはどのような感じなのでしょう。

○事務局 事務局です。御指摘いただいたカバー率という部分で、具体的な数値は持ち合わせてはおりませんが、昨今、サプライチェーンもグローバル化をしておりますので、そういった中で世界的に売られているものが、日本でも流通しているのかなと思います。その上で、今回のスクリーニングの過程においては、日本で使われているかも確認をした上で、暴露ポテンシャルスコアの付与をしております。

○五十嵐座長 いかがでしょうか。

○北嶋委員 ありがとうございます。したがって、ほとんどカバーしていると理解しました。というのは、日本で独自のものがたくさんあって、C P I Dがほとんどカバーしてないとする、これを参照しても余り意味がないわけです。もう1つ、実は後でコメントしたい所があって、それは資料2と3になるのですが、それとも関連してくるので、そこでまた述べようと思います。現時点では、かなりカバーしているという理解でいいのですよね。

○五十嵐座長 河上委員、どうぞ。

○河上委員 私もC P I Dをよく参照するのですが、基本的に今回の選び方の場合も、暴露ポテンシャルも少し出されておりましたが、情報源1がまず優先であって、それで漏れないように、情報源2を見に行くという形を取っています。基本的にそこで見ているので、カバー率というよりは、漏れないようにチェックしているものになります。先ほどグローバルチェーンというものもありましたが、個人輸入に該当するかもしれませんが、今、直接海外から個人が輸入するような形で、オンラインマーケットプレイスのほうから入ってくる場合もありますので、それらも含めてカバーしていくという形になっているものと理解しています。C P I Dのカバー率が高いという意味で選んでいるというよりは、漏れないように、国内に流通しているものを落とさないようにという形で選んでいると理解しています。

○五十嵐座長 ありがとうございます。

○北嶋委員 ありがとうございます。

○五十嵐座長 そのほか、資料1-1について。矢上委員、どうぞ。

○矢上委員 今と同じケースで、情報源1の3つ目のポツに、「インターネット上で公表されている製品情報(製品カタログや広告等)」とありますが、これは、限られながら、それこそ製品カタログというとすごく広いのですが、それをどこまで確認されるのでしょうか。会社によっても、1つの製品でもたくさんの種類があると思いますが、カバーするとして、情報源1がメインであって、その次に情報源2のC P I Dがあるという考え方をすると、情報源1の3つ目の製品カタログや広告というのを、どこまで確認できるかというのを、どんなふうに調べましたと載せていくのかというところはあるのでしょうか。

○五十嵐座長 では、河上委員。

○河上委員 なかなか大変なのですが、基本的に、今回、C A S 番号をベースに特に調べるようにしていたので、C A S 番号や、あとは化学物質名、それも可能な範囲ですが、別

名で幾つかの名前がある場合は幾つかの名前を入れて、Google などの検索サイトを用いて調べています。もちろん、どこまでやったら十分かというのはなかなか難しいところがありますが、そこは可能な限り、人海戦術ではないですが、調べているという解答になります。

○矢上委員 ありがとうございます。家庭用品というものが化粧品など以上にすごく幅広くて、いろいろな製品があるので、どこまでかなと思い、質問させていただきました。ありがとうございます。

○五十嵐座長 ありがとうございます。資料 1-1 は、ほかにいかがでしょうか。竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 竹内です。質問です。先ほど、9 ページの情報源 2 の C P I D のお話をされていたかと思います。消費者がアクセスできて、化学物質を確認できるというお話があったのですが、逆に言うと、米国の家庭用品というのは、成分の表示は細かいところまで結構全部表示をされている状況で、それをちゃんと消費者が確認しながらお使いになることができるということなのでしょうか。

○五十嵐座長 河上委員。

○河上委員 表示がされているかどうかまでは、私は C P I D を見てはいますが、製品のほうは見ていないので、分かりません。もし事務局から何かあれば。

○五十嵐座長 今のところはデータベース上でしか見たことはないということですが、何か事務局のほうで情報がありましたら、製品レベルでどうかという話です。

○事務局 正確なところを把握しているわけではないので、大変恐縮ではありますが、米国の製品に表示がされているのかというところについては、S D S といった形で情報提供がされているということは認識しております。

○竹内委員 ありがとうございます。そうすると、日本だと家庭用品の成分の表示義務がないということだったので、今後、最終的に、今回の 9 物質などがどういうふうに判定されるかもありますが、そのときに、成分表示というものがどういうふうに考えられていくのか、非常に疑問に思いまして、御質問しました。

○事務局 御質問ありがとうございます。事務局です。この「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、化学物質安全対策室で所管している法律の中においては、表示に関して義務を課すといったことがなかなかできない法律になっております。家庭用品の表示に関しては別の省庁で所管していますので、お答えがなかなか難しいという点は御容赦いただければと思います。

その上で、例えば、業界の自主基準の中で、こういったことは表示していきましようという取り組みられている事例も恐らくあるかと思うので、そういった形で取り組まれていくということは、可能性の一つとしてはあり得るのかと思っております。

○五十嵐座長 ありがとうございます。では、1-1 関係は以上でよろしいでしょうか。北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 ありがとうございます。1-1に関しては、私はこの質問が最後になると思います。情報の発信の仕方なのですが、事務局から御説明があったように、今回は、長期影響についてこういった選定スキームで進める、他方、短期のほうは、今後、事業者様の自律的な取組の推進で行うということな訳です。この考え方は分かるのですが、そういうふうに情報がちゃんと発進できているのか、そこを少し懸念しております。例えば、この表題で、長期影響をまず検討していますということが、きちんと伝わるのかなと、懸念を持ちます。もちろん書いてあるのですが、逆に言うと、短期についてはこうしていますとか、明確に示さないと、一見すると、逆の誤解、すなわち、長期ではなく短期の急性影響のみで取り締まっているのだろう、と思われる方が多いのではないかなと思いますのです。情報の発進の仕方について工夫を何か考えられているのでしょうか。

○五十嵐座長 事務局、どうぞ。

○事務局 事務局です。御質問の点について、まず前提として、長期のほうについては、スキームを運用して、今回、詳細評価に進める検討対象物質の選定までを終了したという点は御指摘のとおりです。一方で、短期影響については、今後まだ検討すべき課題がありますので、スキームの運用をしていかないと事業者任せにするといった形ではなく、今後、事業者とも話し合いをしながら、短期影響のスキームの在り方も含めて、対応を整理していく予定としております。その点については、資料1-1の3ページの中で、今回の調査会の中のスキームの位置付けとして4ポツ目に記載をしております。長期影響のほうは、「基準設定を含む適切なリスク管理の検討を先行して進める」と記載をした上で、その下の矢柱で、短期影響については、まず整理を行った上で、本スキームの適用の在り方を含め、取るべき対応を整理していくといった形で整理をしております。

○北嶋委員 ありがとうございます。したがって、書かれているし、理解はしているのですが、それでちゃんと伝わるのかなという、そういうコメントでした。今後、またいろいろな形でこの進め方の資料が表に出ていくのだと思うので、その際に、考え方がちゃんと分かりやすく伝わるようになっているといいと思います。以上です。

○五十嵐座長 ありがとうございました。では、資料1-1は、取りあえずここまでとして、続きまして、後半の資料2関係、「長期影響に関する検討対象物質選定スキームと今後詳細評価を行う物質」について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 ありがとうございます。この資料2の最後の10ページ、結果的に評価対象物質、今回の考え方であがってきた物質ですが、専門の先生によって見方は違うと思うのですが、私の目から見ると、意外な物質があがってきているという印象なのです。これが先ほど私が質問をした、情報源、例えばCPIDの情報だとかこういったものも出てきて、それが余り知られてないから、こういうものがあがってくるかなと、穿った見方をしてしまうのです。なぜ手を挙げたかといいますと、有名な危ないであろう物質については、どこに位置しているのだろうかという、予備的検討はされたのでしょうか、と疑問を持った

からなのです。された方が、皆さんが納得するのではないのでしょうか。例えばホルムアルデヒドの場合はどうなのだろうか、などです。その辺についてはいかがでしょうか。

○五十嵐座長 事務局、どうぞ。

○事務局 事務局です。御質問ありがとうございます。今回の9物質について、繰り返しの説明にはなりますが、あくまでも今回はスクリーニングという形で、その暴露ポテンシャルというスコア付けをしまして、情報源1、2といったものも活用して、今回9物質が上がってきたというものになっています。正に御指摘の、実際にどうなのかといった点は、今後の詳細評価の中でその評価を行った上で、その具体的な用途や暴露量も含めて検討、確認をしていく予定です。

○河上委員 河上から少し補足です。今回のスキームは、あくまでスクリーニングだというふうに理解しています。私は暴露ポテンシャルに協力しましたが、あくまでスクリーニングしているので、1製品でもあった場合には拾ってくるという形になりますので、実際に調査したときに、ほとんどの製品では使われてなかったということも、もちろん考えられますので、そういった可能性もあるということを御理解いただければと思います。

○五十嵐座長 北嶋委員、いかがでしょうか。

○北嶋委員 ありがとうございます。私の質問はそちらの方向ではなくて、むしろ、もう少し有名な危惧する物質がもっとあって、その物質はあがってこないのかなという、そちらの方向なのです。ですから、もう少し有名なという用語がありますが、毒性が強そうで、暴露も高そうなものはあがってこないのかなという、不思議さを感じたので、質問させていただきました。予備的な検討で、有名な物質について検討されているのでしょうか、という質問です。

○五十嵐座長 例えば、今回、参考資料3に上がっている、諸外国で規制を考えている物質というものについてどうか。こういったものについても予備調査で何か検討したのかという御質問かと思いましたが。河上委員、どうぞ。

○河上委員 あくまで機械的に選んでいるものになりますので、必ずしも海外の、よく知られたというようなものと一致しないところが出てくるのかなと思います。海外の場合ですと、環境残留性であるとか、出荷量とかのデータを加味した優先リストですとか、そういったものもありますので、ちょっと優先リストの作り方が違うところもありますので、そういった差は出ているかなとは思いますが。

○五十嵐座長 北嶋委員、いかがですか。

○北嶋委員 資料2の8ページ目の赤い線の位置やや中程度の緑の境目の選定基準にも絡むと思いますので、公表するかどうかは置いておいても、ある程度代表的な物質は「この辺りに存在する」という、ことを少し検討してもよろしいのではないかなと思いました。

○五十嵐座長 この8ページのマトリクスについて、何か追加で説明はございませんか。はい、河上委員。

○河上委員 同じ説明になってしまうかもしれないのですがけれども、多分イメージされて

いる物質に、今回のGHSの母集団として、その物質がリストされていて、有害性評価値が付いているものであれば、ここに入ってくることになりますので、なのでそのスクリーニングをした結果、今回、入っている入っていないということになりますので、今後、実際にこういった暴露評価等々、いろいろとこのスキームを応用していく中で、それらの物質も上がってくる場合もありますし、そのように考えていただければいいのではないかと思います。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。北嶋委員、何か追加の質問、御意見ございませんか。

○北嶋委員 特にございませんけれども、繰り返しののですけれども、最初にGHSの区分みたいな話が出てきたことは分かるのですけれども、結果的にはそれは使っていないので、説明がされるときには、そこもやはりちょっと気を付けないといけないと思うのです。資料2でも、GHSという言葉が出てくるのですよね。GHSではなくて、この長期影響の場合は、繰り返しののですけれども、「こういったことでやっていますよ」という点が、分かりにくい面もあるのではないかなと思うのです。それは今後の発信のときに、また見ていけばいいということなのだと思いますが、何か補足で御説明があればお願いいたします。

○五十嵐座長 では、井上委員から補足説明があります。

○井上委員 補足になるかは分からないのですけれども、確かにGHSというところ、言葉が何回も出ているので、この長期影響の物質選定のところにGHS分類が何か関係するのかという誤解が生じる可能性もなくはないかもしれない。そこは、事務局のほうでもう一回資料の作り方を工夫していただくことで、解決していただくということでいいかと思います。

先生も御理解いただいていると思うのですけれども、その長期影響のほうについては、GHS分類というよりも、母集団の物質の選定でGHS分類は済んでいるものというところがあるので、そこが明確に分かるような資料作りをしていただくと、今の先生の御懸念がなくなるのではないかと考えて拝聴しておりました。以上です。

○五十嵐座長 事務局からどうぞ。

○事務局 事務局でございます。今の点に補足といたしまして、資料2の3ページ目の所で、長期影響のスコア付けということでお示ししておまして、左にスコア付けの概要として、母集団としてGHS分類の3,000物質に対し、長期影響に関するスコア付けをして、最後は暴露ポテンシャルに進んでいくといった流れをお示ししています。その有害性評価値を利用することが分かりにくいといった御指摘かと思いますので、説明などの際には、そういった点は留意させていただければと思っています。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほか、皆様いかがでしょうか。特に資料2については、御質問、御意見はありませんか。では、ないようですので、今、資料1-1から見ていきましたが、全体を通して御質問、御意見がある方はいらっしゃいますか。はい、北嶋委員。

○北嶋委員 化審法のことをよく理解している方は、このスキームは分かりやすいと思うのですが、そうでないと、このマトリクスで検討することをすぐに理解することは難しいのではないかなと思うわけです。この点、この家庭用品の法律だけ、こういうことをしているわけではない、といったような背景説明をもうちょっと強調するとか、そういう情報を発信するときに、工夫やお考えはあるでしょうか。

○五十嵐座長 この資料3は、この調査会が終わった後に、何か正式な形としてホームページにアップロードするとか、事務連絡するとかということなのでしょうか。

○事務局 この調査会で御議論いただいた結果を踏まえて、どういう形にするかというのは事務局で検討したいと思いますが、何らかの形で公表すると、あるいは事務連絡のような形でお知らせするといったようなことは、何らかに対応する予定としております。

○五十嵐座長 北嶋委員は、この資料3の文書の形では、少し分かりづらいというような御意見なのでしょうか。

○北嶋委員 端的には、ハザードだけではなくて、暴露も両方合わせた形で、いわゆるリスクを評価するために、こういうスキームを取ったということですよね。今までのことはどうだったかは余り書いていなくて、急に始まったように見える、唐突に見えるように思うのですが、資料3が表にそのまま出ていかなければ、今後、分かりやすい形で作成されると思いますので、それを待ちたいと思います。

○五十嵐座長 事務局。

○事務局 先生、コメントいただきありがとうございます。この資料3も含めて、この調査会で御了承が頂けた場合には、この後に、化学物質安全対策部会のほうにも、こういったスキームを検討しましたので、調査会のほうで御議論いただき、一定の成果物を作りましたというようなことを御報告して、御議論いただく予定としております。

その際には、今回、昨年12月に議論した内容について、改めてこの調査会で議論はしていないところではございますけれども、部会のほうでは、昨年12月からの検討を開始した経緯等も含めて、このスキームと、その後の考え方など全体像について御説明をすることになるかと思っております。そういった際の資料等も活用しながら、誤解のないように情報発信に努めていきたいと思っております。

○五十嵐座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 ありがとうございます。私からはこれが最後のコメントになるのだと思うのですが、具体的に現段階で、何か危惧するような家庭用品の物質が想定されるという、そういう状況にはないという理解でよろしいのでしょうか。この制度をどれぐらい急いで適用するかということとも絡むと思うのですが。

○事務局 御質問ありがとうございます。今回、基本的にはスクリーニングという形で、その有害性の高いもの、暴露の高いものということで優先をして、長期影響については選定をしてきて、今後、詳細評価を詰めていくといった段階になっておりますので、そういった点では、御指摘の点に沿った形で、まずは物質の選定ができたのかなと思っております。

す。

また、冒頭の資料にも記載しておりますとおり、もし今後、何かしら緊急的なものが発生した場合については、また別途検討が必要かなと思っておりますが、基本的には、今回のスクリーニングで出てきたものを、今後、詳細評価をして、どのようなリスク管理措置があり得るのかも含めて、検討していきたいと考えているところです。

○北嶋委員 ありがとうございます。理解いたしました。

○五十嵐座長 ありがとうございます。では、私のほうから。先ほどの説明の中で、選定された検討対象物質については、今後詳細評価を行うという対象の物質で、規制が予定されている物質ではないということに留意が必要との説明があったと思うのですが、これは今後の検討課題なのかもしれませんが、実際に規制以外にはどのような対応策が想定されるのでしょうか。

○事務局 事務局でございます。御指摘の点は、例えば資料2でいうと2ページ目などに記載した点に掲載しておりますけれども、1例ではございますが、その資料中に記載したものとして、「多様なリスク管理方法」の所ですが、その業界団体等の自主基準とか、製品設計による暴露低減といったところを挙げております。このようにいろいろな方法があり得るかなとは考えているところです。

一方で、多様なリスク管理と書いたように、その業界で一部ガイドラインなどを策定しているといった点は承知しておりますけれども、本当に詳細な部分までは把握していない部分もありますので、そういった点も情報収集というものが合わせて検討が必要ではないかなと考えているところです。

○五十嵐座長 委員の先生方で、そういった業界団体の取組について、知見をお持ちの方はいらっしゃるのでしょうか。あるいはそういった取組をされている業界団体に、説明いただくというのも一案でしょうか。河上委員、どうぞ。

○河上委員 私、以前に防水スプレー製品等の安全性という、中毒事故が起きたりするので、それについてどうするかという検討会に参加させていただいたことがあるのですが、その際にはエアゾル協会の業界団体さんも一緒に参加して、そこでどういった表示とか、あとは製品の処方であるとか、そういったものをどう取り組んでいращやるかということを紹介していただいたり、そこについて実際の委員の先生方と検討したり、議論したりということはありませんでしたので、そういった形で、いろいろな製品で業界団体は様々あり、業界団体がないものの中にはあると思うのですが、どういった形で取り組んでいるかということをお伺いして、その御意見を聞くというのは有効な手かなとは思いますが。

○事務局 補足というわけではないですが、事務局としても、これまで業界団体とも意見交換というのは実施してきたところでございます。ただ一方で、こういった会議体の場で、そういった業界の方々から取組の紹介を頂くみたいなことでは実施してきていなかったもので、今、河上先生からも有効な手段といったことで御提案を頂いたもので、例えば

そういった業界団体からの説明の場を設けられないかということで、業界団体とも話ができればよいのかなと、事務局としては考えたところです。

○五十嵐座長 それではそのように、業界団体との調整をお願いいたします。そのほか、皆様のほうから御意見はありますでしょうか。では、ないということで、今まで御議論ありがとうございました。それでは、「家庭用品規制法における検討対象物質選定スキーム」については、事務局より提案のあったものについて御確認いただいたということで、よろしいでしょうか。特に異議はないと確認させていただきたいと思います。

また、長期影響に関して選定がなされた9物質について、今後、詳細評価を進めていくことについて確認いただいたということで、こちらもよろしいでしょうか。特に異議はないと確認を取らせていただきました。では、議題1については以上とします。

続いて議題(2)「その他」について、事務局から説明はありますでしょうか。

○事務局 事務局でございます。その他について、特段、御報告することはございません。

○五十嵐座長 全体を通して、御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。特にないですね。では、御議論ありがとうございました。その他はないということですので、本日の議題は終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 本日は長時間、朝から御議論いただきまして、誠にありがとうございました。次回の本調査会の開催につきましては、追って日程調整等をした上で、先生方に御連絡をさせていただきたいと思います。

それでは、本日の家庭用品安全対策調査会は、これで終了とさせていただきます。委員の皆様方、重ねて本日はありがとうございました。